

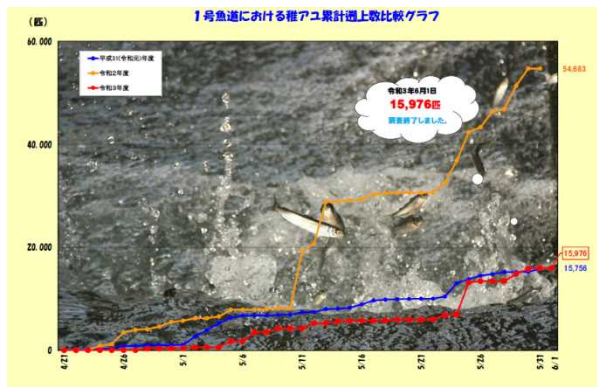


図-1 アユの遡上数 (利根大堰)



写真-1 アユ遡上状況 (長良川河口堰)

霞ヶ浦及び琵琶湖では、水位変動が生態系へ及ぼす影響を把握するため、動植物調査を実施して基礎データを蓄積した(写真-2)。



<植物調査(霞ヶ浦開発)>



<底生動物調査(底泥採取状況)(琵琶湖開発)>

写真-2 動植物調査状況(霞ヶ浦開発及び琵琶湖開発)

■ ダム下流河川への堆積土砂還元

ダムにより下流河川への土砂の流下が阻害されるため、ダムの貯水池内で採取した堆積土砂をダム下流の河川内に置土又は投入し、ダムの放流水によって流下させる土砂還元の取組を継続的に実施した。

下流河川への土砂還元を6ダム(浦山ダム、滝沢ダム、室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、一庫ダム)において実施(写真-3)し、全てのダムで土砂の流下を確認した。これにより、ダム下流河川において「粗粒化の改善」、「生物生息環境の改善」といった河川環境保全に一定の効果が得られた。



【滝沢ダム】



【比奈知ダム】

写真-3 ダム下流河川の土砂還元(置土の流下)状況

■ フラッシュ放流等の取組

下流河川の流況を改善することにより、生物の生息・生育環境及び河川環境の保全を図ることを目的として、河川の流況に応じてダムからの放流量を増量し流況に変化を与えるフラッシュ放流や弾力的管理試験等の取組を、計画12ダムの全て(下久保ダム、草木ダム、滝沢ダム、徳山ダム、高山ダム、室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、一庫ダム、新宮ダム、富郷ダム、寺内ダム)で実施した。

1. フラッシュ放流の実施

フラッシュ放流は、魚類の餌となる付着藻類の剥離の促進及び河床堆積物の流掃を目的とし、ダム放流量を一時的に増加させる取組である。

洪水期に向けて平常時最高貯水位から洪水貯留準備水位までダムの貯水位を低下させるドローダウンの時期に合わせて高山ダム、室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム及び一庫ダムでフラッシュ放流を実施した。

名張川3ダム（室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム）のフラッシュ放流により、ダム下流では、河川内の攪乱、シルト・土砂の流出・移動、溜まり・よどみの洗浄等の効果が確認されたほか、部分的に付着藻類等の流掃が確認された。これは、河床がリフレッシュされ、河川環境が改善されたものと考えられる（写真-4）。



【室生ダム】



【青蓮寺ダム】



【比奈知ダム】



【フラッシュ放流前】



【フラッシュ放流中】



【フラッシュ放流後】

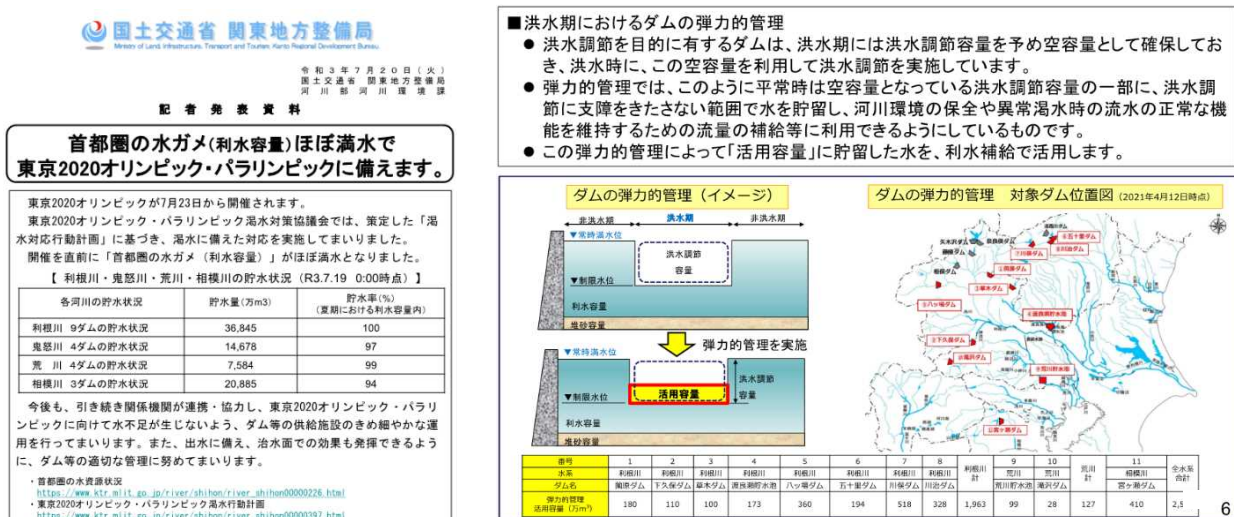
写真-4 名張川3ダムのフラッシュ放流状況（名張市新夏美橋地点）

2. 弾力的管理試験の実施

弾力的管理試験は、ダム下流の河川環境の保全を目的として、洪水調節容量の一部に流水を貯留し（活用貯留水）、魚類の生息場の環境改善、無水・減水区間（瀬切れ等）の解消、付着藻類の剥離、河床堆積物の流掃、河川景観の回復等様々な目的に応じて、維持流量に活用貯留水を上乘せした放流を行い、モニタリングによりその効果検証を行うものである。

試験要領を定める全7ダム（下久保ダム、草木ダム、滝沢ダム、一庫ダム、銅山川ダム群（富郷・新宮ダム）、寺内ダム）において弾力的管理試験を実施した。

草木ダム、下久保ダム、滝沢ダムでは、「東京2020オリンピック・パラリンピック治水対応行動計画」に定められた洪水期におけるダムの弾力的管理を行い、洪水調節容量の一部に流水を貯留することによって、治水時には活用容量に貯留した水を利水補給で活用できるよう備えた。



(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000808908.pdf)

図ー2 水資源の確保対策(洪水期のダムの弾力的管理)

③ 景観に配慮した施設整備

■ 新築・改築・修繕における景観への配慮

施設の新築や改築に際しては、地域特性を考慮して策定している景観コンセプトに基づく整備方針により、景観に配慮した施設整備に取り組んだ。

川上ダムでは、管理棟、放流警報局舎の施設整備に当たり、地域の特性を活かし、統一感・一体感のあるデザインを採用した(写真ー5)。川上ダムが所在する伊賀地方では伊賀焼(陶器)が有名であり、伊賀瓦(いぶし瓦)が製造されている。伊賀瓦は灰色を基調とした落ち着いた色彩であり、伊賀上野城、旧藤堂邸、旧青山町を代表する大村神社の付属棟のほか、伊賀地方の集落のいたるところで目にする事ができる。このため、伊賀瓦の色彩を基調とすることで、周辺の景観との調和に配慮した。



写真ー5 管理棟と放流警報局舎

(中期目標等における目標の達成状況)

思川開発、豊川用水二期、川上ダム建設の3事業では、専門家の指導・助言を得てモニタリング調査を実施した。

早明浦ダム再生事業においては、環境検討委員会を開催して委員会の助言を得ながら環境影響予測を実施し、環境影響評価の内容をウェブサイトにて公表した。

面的な地形改変を伴う2事業(思川開発、川上ダム建設)において環境保全協議会を定期的に行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。

管理業務においては、19施設において魚類遡上調査、モニタリング調査等を実施した。

ダム下流河川への堆積土砂還元を6ダムで、河川環境の保全等を目的としたフラッシュ放流や弾力的管理試験等を12ダムで実施した。また、草木ダム、下久保ダム、滝沢ダムでは、「東京2020オリンピック・パラリンピック治水対応行動計画」に定められた洪水期におけるダムの弾力的管理を行い、洪水調節容量の一部に流水を貯留することによって、治水時には活用容量に貯留した水を治水補給で活用できるよう備えた。

川上ダムの伊賀瓦の色彩を基調とする管理棟の整備により、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携

(2)-1 利水者等の関係機関との連携

(年度計画)

関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。

- ① 利水者をはじめとする関係機関に対し、経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払い方法等の業務運営に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。

また、事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合にあつては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

- ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うことにより、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。
- ③ より良質な用水供給を行うために関係機関と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、具体化に努める。

(令和3年度における取組)

① 業務運営に関する情報提供等

経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の内容等について、利水者をはじめとする関係機関に対し、588回の説明会を実施した。

■ ダム等建設事業

思川開発事業について、関係利水者及び関係地方公共団体に事業の実施状況や令和3年度の実施内容等を説明した。また、関係利水者、関係都県及び機構で構成する思川開発事業監理協議会を開催し、事業費及び事業工程について報告したほか、毎月1回、進捗状況を関係利水者や関係都県に情報提供した。

藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）について、関係利水者及び関係地方公共団体に事業の実施状況や令和3年度の実施内容等を説明した。

木曾川水系連絡導水路事業について、関係利水者及び関係地方公共団体に令和2年度精算及び令和3年度予算等に係る説明会を開催するなど事業の実施状況や実施内容等を説明した。

川上ダム建設事業及び丹生ダム建設事業廃止に伴う整備について、関係利水者及び関係地方公共団体に、適宜、事業概要説明、現地説明会、事業進捗説明等を行った。また、学識経験者等で構成する淀川水系ダム事業費等監理委員会（写真-1）を開催し、事業概要、事業進捗状況等について、報告した。

早明浦ダム再生事業について、関係利水者及び関係地方公共団体に令和3年度予算及び事業の実施内容等を説明した。また、学識経験者等で構成する早明浦ダム再生事業費等監理委員会を開催し、事業概要、令和2年度・令和3年度の調査及び設計の進捗状況等について、報告した。



写真－1 淀川水系ダム事業費等監理委員会

■ 用水路等建設事業

各事業ごとに、事業執行計画、予算要求の内容等について関係利水者への説明会（写真－2）を2回開催し、関係利水者との合意形成、連携強化に努めるとともに、令和2年度の事業実施状況、令和3年度の事業執行計画についての情報提供及び負担金支払に係る事前調整を行うなど、事業運営に関して調整を図った。また、関係利水者の当該年度支払の負担金の予算の確保に必要な概算要求の状況等についての情報提供を行った。



写真－2 福岡導水施設整備検討連絡会

■ 管理業務

各支社局ごとに、令和3年度事業計画及び管理費負担金に係る説明会、令和4年度概算要求案等に係る予算説明会を実施した。

ダム及び水路等管理業務においては、利根導水路等25施設において管理運営協議会等を開催し（写真－3）、関係利水者及び地元市町村に現地視察を通じてダム等の役割や効果及び施設・設備の重要性について説明を行うとともに、防災業務の取組状況等の説明を行うなど情報提供を行い、関係利水者等との合意形成・連携強化に努めた。

また、水資源開発施設等の機能の確保若しくは向上に資するため、利水者等及び共同事業者が負担する負担金について機構が保有する資金により調整する施設管理負担金調整費制度を創設し、早明浦ダム、旧吉野川河口堰の施設に関係する2利水者から制度の適用要望があったことから、これに係る手続きを行い、利水者の要望に添った費用負担と施設機能の確保・向上を図った。



写真-3 香川用水管理運営協議会

■ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴う関係機関との円滑な調整

1. ダム等建設事業

令和3年度に事業実施計画の変更等を行った事業はなかった。

2. 用水路等建設事業

令和4年度から事業を実施する木曽川用水濃尾第二施設改築事業について、事業実施計画の法手続が円滑に進められるよう関係利水者等への説明を実施し、その後、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係県協議を終え、12月27日に主務大臣へ認可申請を行った。

愛知用水三好支線水路緊急対策事業について、事業実施計画の変更に係る法手続が円滑に進められるよう関係利水者等への説明を実施し、その後、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係県協議を終え、主務大臣から認可を得た（変更に係る申請日及び認可日は省略）。

令和2年度に完了した2事業について、房総導水路施設緊急改築事業においては令和2年度末に事業費の精算が完了したことから、8月に費用負担者に対して費用負担額等の通知を行い、木曽川右岸緊急改築事業においては、8月に事業精算に係る精算説明会を開催し、費用負担者に対して費用負担額等の説明を行った。

3. 管理業務

三重用水施設や早明浦ダムに関する施設管理規程の変更にあたっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を得た（表-1）。

表-1 施設管理規程の策定・変更（令和3年度）

施設名	変更内容
三重用水施設	水利使用の変更
早明浦ダム	不特定容量の洪水調節容量への転用

② 利水者等の要望・意見の的確な把握

■ 利水者アンケート調査とフォローアップの実施

機構の業務運営に対する利水者の要望・意見を把握するため、水道事業者等の利水者や関係都府県の窓口部局等に対し利水者アンケートを実施しており、令和3年度においては計172組織を対象に実施した。

また、令和元年度に実施した利水者アンケートでは、「事業説明や予算説明等に係る対応」について資料が分かりにくいなどの意見が寄せられたことから、事業説明及び予算説明等を行う際には、各利水者の意向を踏まえた資料の作成及び提供等の対応に努めた。また、そのほかにも把握した要望等を機構内で検討し、必要な改善を行うなどの的確なフォローアップを行い、利水者等に対するサービスの一層の向上に取り組んだ。

利水者等へのサービスの向上事例

- ダム操作訓練シミュレータを活用した、異常洪水に対しても的確な対応が求められる現代のダム技術者の技術向上を目的として開催しているダム防災操作研修（WEB）に、計4名の地方公共団体等職員が参加した。



研修風景

- 利水者から継続実施の要望が寄せられていたダムの定期検査の視察や管理状況の現地説明会について、令和3年度は11ダムで実施した。



利水者によるダム定期検査の視察（浦山ダム）

③ 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画

■ 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画

より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関との情報共有、貯水池や水道取水口における水質状況、水質調査結果の共有、流入水質の改善に向けた取組等の連携強化の具体化に努めた（表-2）。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、会議の書面開催等への変更や中止が生じた。

表-2 水系全体の水質改善に向けた検討の場への出席状況

会議・検討会の名称	水資源機構	実施日
西浦・北浦アオコ等対策連絡会議	利根川下流総合管理所	5月27日 12月23日
茨城県環境審議会（霞ヶ浦専門部会）	利根川下流総合管理所	8月10日 11月2日
荒川水質情報交換会	荒川ダム総合管理所（第一管理課、第二管理課）、利根導水総合管理所（第一管理課、秋ヶ瀬管理所）	書面開催等
渡良瀬川水道水質連絡協議会	草木ダム管理所	12月1日
印旛沼流域水循環健全化会議	千葉用水総合管理所	書面開催等
印旛沼水質保全協議会	千葉用水総合管理所	書面開催等
阿木川ダム流域水質保全対策協議会	阿木川ダム管理所	書面開催等
豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会	中部支社、豊川用水総合事業部	書面開催等
木曽川用水水質協同学習会	木曽川用水総合管理所	書面開催等
三重四水系水質保全連絡協議会	三重水管理所	6月23日
淀川水質汚濁防止連絡協議会	関西・吉野川支社淀川本部、琵琶湖開発総合管理所、木津川ダム総合管理所	書面開催等
木津川上流河川環境研究会	木津川ダム総合管理所（管理課、高山ダム管理所、青蓮寺ダム管理所、比奈知ダム管理所）	3月7日
青蓮寺ダム・比奈知ダム水質保全連絡会	木津川ダム総合管理所（管理課、青蓮寺ダム管理所、比奈知ダム管理所、室生ダム管理所）	2月16日
布目・白砂川水質協議会	木津川ダム総合管理所（布目ダム管理所）	書面開催等
神崎川水質汚濁対策協議会（猪名川分科会）	関西・吉野川支社淀川本部、一庫ダム管理所	書面開催等
猪名川水質協議会	一庫ダム管理所	書面開催等
吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会（上流部会）	関西・吉野川支社吉野川本部、池田総合管理所	書面開催等
吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会（下流部会）	関西・吉野川支社吉野川本部、旧吉野川河口堰管理所	書面開催等
吉野川流域ホテイアオイ等対策協議会	旧吉野川河口堰管理所	書面開催等
旧吉野川河口堰等管理運営協議会幹事会	旧吉野川河口堰管理所	書面開催等

（中期目標等における目標の達成状況）

利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うため、588回の事業説明会を実施した。

建設事業では、事業説明会、事業監理協議会等に加え、毎月1回の進捗状況報告や要請に応じた説明会等、利水者及び関係地方公共団体へ細やかな情報提供を行った。

管理業務では、令和3年度事業計画及び令和4年度概算要求等の利水者等説明会を実施した。25施設で管理運営協議会等を開催し、現地視察や防災業務の取組状況等の説明を行うなど、関係利水者等との合意形成、連携強化に努めた。

利水者への必要な情報提供及び関係機関との円滑な調整を図り、木曽川用水濃尾第二施設改築事業に関する事業実施計画の主務大臣への申請を行うとともに、愛知用水三好支線水路緊急対策事業に関する事業実施計画変更の認可を得た。

三重用水施設や早明浦ダムに関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から変更認可を得た。

利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、172組織を対象に利水者アンケートを実施して的確なフォローアップを行うなど、サービスの一層の向上を図った。

より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携して水系全体の水質改善を検討する場へ参画した。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(2)-2 水源地域等との連携

(年度計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握した上で水源地域振興策等を地方公共団体、住民等と協働で取り組む。

また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努める。

- ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、本社・支社局と事務所が連携を図り、周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域資源である湖面・湖岸の利活用を継続する。

- ② 土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養にも効果がある流域内の森林保全作業に取り組む自治体、NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力する。

(令和3年度における取組)

① 水源地域と下流受益地の相互理解促進等

■ 水源地域等との連携

ダム等建設事業を所管する事務所において、本社・支社局と事務所が連携を図り、水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流や周辺地域の方々との交流等を実施し、信頼関係の構築や情報の共有に努めた（表-1）。

また、52の管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の実施等様々な交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた（表-2）。

表-1 ダム等建設事業における地域交流活動の実施状況

施設名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学会等の実施	清掃活動	その他 (環境保全等)
思川開発		○	○	○	○
木曽川水系連絡導水路				○	
川上ダム		○	○	○	

表-2 管理施設における地域交流活動の実施状況

No.	施設名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学等の実施	清掃活動	その他 (環境保全等)	No.	施設名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学等の実施	清掃活動	その他 (環境保全等)
1	矢木沢ダム			○			28	三重用水		○		○	
2	奈良俣ダム			○			29	琵琶湖開発		○		○	○
3	下久保ダム					○	30	高山ダム		○	○	○	
4	草木ダム			○	○	○	31	青蓮寺ダム		○	○	○	
5	群馬用水			○			32	室生ダム		○	○	○	
6	利根大堰等			○	○		33	初瀬水路					
7	埼玉合口二期						34	布目ダム			○	○	
8	秋ヶ瀬取水堰等						35	比奈知ダム			○	○	○
9	印旛沼開発			○	○		36	一庫ダム	○			○	○
10	北総東部用水			○		○	37	日吉ダム		○	○	○	
11	成田用水					○	38	正蓮寺川利水			○		
12	東総用水			○			39	淀川大堰※					
13	利根河口堰					○	40	池田ダム			○		○
14	霞ヶ浦開発						41	早明浦ダム			○	○	○
15	霞ヶ浦用水			○	○		42	高知分水					
16	浦山ダム		○	○	○	○	43	新宮ダム		○		○	
17	滝沢ダム		○	○			44	富郷ダム			○	○	○
18	房総導水路				○		45	旧吉野川河口堰等				○	
19	豊川用水	○	○	○	○		46	香川用水		○	○	○	○
20	愛知用水	○	○	○	○	○	47	両筑平野用水	○		○	○	○
21	岩屋ダム		○	○	○	○	48	寺内ダム	○	○	○		
22	木曽川用水		○	○	○		49	筑後大堰			○	○	
23	長良導水			○			50	筑後川下流用水			○	○	
24	阿木川ダム	○	○	○	○	○	51	福岡導水			○	○	
25	長良川河口堰			○		○	52	大山ダム			○		○
26	味噌川ダム	○	○	○		○	53	小石原川ダム		○	○	○	○
27	徳山ダム			○		○							

※ 国土交通省に管理委託しているため対象外

■ ダム堤体の見学・説明会（早明浦ダム）

吉野川本部では、早明浦ダム、池田ダムを中継して紹介する「早明浦ダムオンライン見学会」を香川県立図書館にて7月29日に2回開催した。コロナ禍で現地見学会の開催が困難な昨今、ダムの仕組みや役割、普段欠かすことができない大切な水がどのように届けられているかなど、現地で勤務する職員とオンラインで中継しながら紹介する初めての試みとなった。

また、10月20日から1ヶ月間、毎日必ず使う大切な水が吉野川から香川県にどのように届けられているかを紹介する「水」パネル展を高松市こども未来館にて行った。

11月20日には、早明浦ダム、池田ダム、香川用水の各管理所と中継して施設の仕組みや役割、仕事などを紹介する「オンライン見学会」を高松市こども未来館にて開催した。毎日水が届けられる仕組みや仕事等を現地で勤務する職員がオンラインで多元中継しながら紹介した。（写真-1）



（「水」パネル展開催状況）



（オンライン見学会実施状況（11月20日））

写真-1 早明浦ダムオンライン見学会の実施状況

■ 環境学習（浦山ダム、下久保ダム）

矢木沢ダムでは、6月23日、みなかみ町立水上小学校の5年生を対象に、ダム湖の魚の生態や外来種の駆除を伝える「おさかな勉強会」を開催した。参加した児童らは、外来魚の駆除等を見学した。

浦山ダムでは、5月28日、荒川東小学校4年生を対象に、荒川の自然に親しみ、浦山ダムの役割や自然環境保全の必要性等を学ぶ「環境学習会」を開催した。参加した児童らは、秩父漁業協同組合の協力のもと、稚アユの放流を体験した。（写真－2）。

下久保ダムでは、平成30年度に締結した「神流湖及び神流川の水産資源を活用した地域活性化に関する基本協定」に基づいた取組の一環で、群馬県立万場高校と下久保ダムの地域連携として、7月8日に陸封アユの環境学習を実施した（写真－3）。



写真－2 浦山ダムの環境学習状況



写真－3 陸封アユの環境学習状況（下久保ダム）

■ 秋ヶ瀬取水堰の魚道施設紹介（利根導水総合事業所）

利根導水総合事業所の秋ヶ瀬管理所において、9月19日に、海なし県・埼玉から海と共生するムーブメントを起こすことを目的に活動する海と日本プロジェクトin埼玉県のオリジナルイベント「海なし県・埼玉発！SAITAMA海・川調査団」に協力し、埼玉県内の小学生に秋ヶ瀬取水堰や魚道の役割について説明した（写真－4）。



写真－4 魚道施設の紹介状況（秋ヶ瀬取水堰）

■ サマーとりっぷin木祖村（味噌川ダム管理所）

味噌川ダム管理所では、名古屋市上下水道局が主催する「サマーとりっぷin木祖村2021」（7月28日～29日）に協力し、参加した名古屋市内の小学生にダムの概要を説明するとともに、バルブ室の見学会を開催した。（写真－5）。

体験の機会の少ない小学生がダムのスケールや構造を実体験することで、ダムを身近に感じる機会となった。



<ダムの概要説明>



<バルブ室見学状況>

写真-5 見学状況

■ 出前講座を通じた周辺地域との交流（豊川用水総合事業部）

豊川用水施設の役割や地域の貢献を周知するとともに、水に対する意識を啓発することを目的として、5月18日に新城市立東郷西小学校へ出前講座を行った（写真-6）。

豊川用水の歴史、水の使われ方、小学校で使う豊川用水はどのようにして送られてくるのかなどの説明を行い、豊川用水についての興味を喚起し、理解の深化に努めた。



写真-6 出前講座の実施状況

■ 平成29年7月九州北部豪雨復興祈念「ダム・ストリートピアノ」（寺内ダム）

令和3年度には、平成29年7月九州北部豪雨による豪雨水害に見舞われた朝倉・東峰地域の再生・発展を祈念した、ダムを活用した水源地域振興の社会実験として、誰でも自由に弾けるヤマハのストリートピアノ「LovePiano® 5号機」※を寺内ダム湖畔（美奈宜湖）の「あまぎ水の文化村」に設置した（写真-7）。設置期間中（3月19日から27日）の約10日間で、地元や九州在住の方だけでなく、東京都や静岡県、京都府、兵庫県等を含む約1,000名の方が来場された。ダム湖の景観とほぼ満開の桜の中で、演奏者約300名の思いを込めたピアノの音色が、復興、発展の機運を高めた。ストリートピアノの設置にあわせて、筑後川局管内の施設の役割等を紹介する広報パネルの展示も行い、積極的な広報活動を行った（写真-8）。

※「LovePiano®」とは、「ピアノをもっともっと身近に感じてほしい。そして楽しんでほしい。」との願いから始まったヤマハのストリートピアノプロジェクト。これまで駅や空港、商業施設など80カ所以上で展開。「LovePiano®」はデザインが異なる1号機から5号機があり、九州での設置は今回が初めてとなる。



写真-7 ストリートピアノの設置状況



写真-8 広報パネルの展示状況

■ 地方公共団体等と共同で取り組む新たな地域連携の取組

機構は、機構施設を関係地方公共団体と協力して地域資源として活用することにより地域活性化に寄与することを重要な取組としている。令和2年4月から3ヵ月間、群馬県において地方公共団体とJR旅客6社が共同で実施する観光キャンペーン（デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。））が実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により機構ダムの点検放流の公開など各種イベントが中止となった。その一方でキャンペーンの一環として、県内に存在する44ダムそれぞれの情報を示した取り札と、特徴を示した読み札の2枚を1組とした「ぐんまダムかるた」をダム管理所等で配布する取組が行われた。これは、ダムに対する理解の深化や水源地域振興を目的としたものであり、令和3年度も引き続き群馬県などと連携しながら機構の管理する4ダム（矢木沢ダム・奈良俣ダム・草木ダム・下久保ダム）で配布を行った。

また、コロナ禍で大規模なイベントの開催が困難である中、吉野川本部において、香川県立図書館の協力を得て、香川県の住民を対象に、早明浦ダム、池田ダムとオンラインでつないだ「早明浦ダムオンライン見学会」を開催し、ダムの仕組みや役割、水源地域の魅力を紹介した。

② 流域内の森林保全作業の取組

森林の保全は、土砂及び流木のダム貯水池への流入を抑制し、貯水池の容量を維持することで、貯水池機能の長寿命化に繋がることから、機構は、ダム流域内の森林保全作業に取り組む自治体、NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力することとしている。

草木ダム、牧尾ダム、味噌川ダム、徳山ダム、琵琶湖開発、早明浦ダム、香川用水、大山ダム、小石原川ダム、江川ダムの10施設の流域において、水源地域ビジョンの活動等により、関係機関と連携して植樹等の水源地域の森林保全に取り組んだ。

徳山ダムでは、山の仕事を体験するとともに野生動物と共生する生物多様性豊かな森林づくりを行うことを目的に、岐阜県揖斐川町が主催して「苗木のホームステイ活動」を行っている。その一環として、徳山ダムのコア山跡地にて行われた、野生動物の餌となる「実のなる木」の植樹及び植樹地の下草刈り等の保育作業について、NPO等と連携し、揖斐川町に協力した。6月5日に行った下草刈りには16名、10月4日、10月11日、10月16日に行った植樹には延べ52名が参加した（写真-9）。



写真-9 森林保全活動状況（徳山ダム）

(中期目標等における目標の達成状況)

ダム等建設事業等を所管する事務所、52の管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。

ダム所在地等との地域連携対策の取組として、吉野川本部における早明浦ダム等のオンライン見学会、矢木沢ダム及び下久保ダムにおける環境学習、利根導水総合事業所における地元イベントの秋ヶ瀬取水堰の魚道施設紹介、豊川用水総合事業部の出前講座、味噌川ダムにおける上下流交流のダム見学会、寺内ダムにおける平成29年7月九州北部豪雨復興祈念「ダム・ストリートピアノ」設置の取組等、積極的な連携を促進した。

水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NPO等と連携して、水源地域において、植樹等の森林保全活動に協力した。

JR旅客6社と群馬県が共同で実施した群馬デスティネーションキャンペーンでは、新型コロナウイルスの影響により各種イベントは中止になったものの、県と連携し「ぐんまダムかるた」を県内に所在する4ダム管理所で配布して水源地域の活性化を図った。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(1) 施設・設備に関する計画

(年度計画)

本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等の更新等を次のとおり実施する。

別表8「施設・設備に関する計画」

内 容	予定 (百万円)	財 源
実験設備の更新等	3	機構法第31条に基づく積立金等
情報機器等の更新等	264	

(令和3年度における取組)

○ 実験設備・情報機器等の更新等

■ 実験設備の更新等（該当なし）

中型圧密試験装置の更新整備を計画していたが、当該装置を使用する試験計画について見直しを行ったところ、当面の間、実施する予定がなく使用頻度が低下することが確認できたため、予定していた整備を見送ることとした。

■ 情報機器等の更新等（約189百万円）

1. 通信用直流電源装置蓄電池取替

通信用直流電源装置蓄電池は、専用通信回線を構成する多重無線通信設備等に直流電源を供給し、交流入力断の場合においても、蓄電池により数時間の直流電源の供給を可能とする重要な装置である。本蓄電池については、交換推奨時期を超過しており、その機能低下の恐れがあることから、障害の未然防止を図るため取替更新を行った。

2. IP伝送設備整備

本設備は、機構内の情報量の増大に対応するため、多重無線回線と通信事業者のネットワーク回線を統合利用して、各種情報データ（電話、メール、業務用データベース、Web閲覧など）をIPプロトコルにより伝送するために設置された設備である。本設備は、平成25年度に設置しているが、一部汎用機器が使用されているものについては、その整備の目安となる時期が到来していることから、設備全体の信頼性の回復を図る予防保全を目的として更新整備を行った。

(中期目標等における目標の達成状況)

保有する情報機器等の機能を長期間発揮するため、計画的に更新等を実施した。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(2) 人事に関する計画

(年度計画)

- ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を引き続き作成し、計画的な要員配置の見直しを行う。
- ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時にあつては、重点的な人員配置を行う。
- ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。
- ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、採用に係る広報活動を強化するとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。
また、性別に関わりなく活躍できる雇用環境の整備を図る。
- ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修を実施するほか、職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修等を実施する。
また、これらの内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、技術スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に職員を積極的に受講させる。
これらの取組に加えて、女性活躍・推進を含む、ダイバーシティ推進を図るための研修等を実施する。
- ⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(令和3年度における取組)

① 計画的な要員配置

本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和3年度末定員1,393名）を作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。

1. 本社、支社局

機構の業務システムや働き方改革に関連した情報化に関する企画、立案等を横断的に担う組織として、本社に特命審議役（IT担当）を新設した。

また、事業廃止に伴う追加的工事を執行するうえでの業務体制の更なる集約効率化のため丹生事務所を関西・吉野川支社淀川本部へ編入した。

さらに、新たな業務のための組織体制として、総合技術センターに国土交通省四国地方整備局柳瀬ダムの管理の受託に対応する組織を新設した。

2. 事務所

房総導水路施設緊急改築、佐布里池耐震化工事（受託）及び木曽川右岸緊急対策事業については、進捗に応じた組織の見直しを行った。また、木曽川用水管理、三重用水管理及び福岡導水施設地震対策については、諸課題対応のために必要な組織の新設・要員配置を行った。

② 効率的な業務遂行

■ 人員配置の重点化

効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時に機動的な業務遂行が可能となるように、事業の進捗を踏まえ思川開発事業、早明浦ダム再生事業及び福岡導水施設地震対策事業等に重点的な人員配置を実施した。

③ 人事制度の適切な運用

■ 適正な人事評価と評価結果の反映

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

④ 人材確保に係る方針策定の取組

■ 人材確保に係る方針策定の取組

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和4年2月に令和5年度の採用計画を策定し、令和4年3月より機構ウェブサイトによる採用情報の提供や就職活動サイトの活用による広報活動を開始したほか、従前毎年秋頃から開始していた経験者採用の募集も前倒しで実施するようにした。その他にも、オンラインを活用して受験機会の確保、向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。

■ 採用に係る広報活動の強化

大学との研究協定に基づく技術交流等により連携強化を図ったほか、リクルーター（機構在籍の卒業生）による大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義の実施、また、全国の事務所をフィールドとしたインターンシップを募集、実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。

機構の認知度を上げるため、関東管内において4回の1 dayインターンシップ（現場見学、職員との意見交換等）を計画し、女子学生については、専用の日程を設定し、内閣府男女共同参画局の「夏のリコチャレ」にも登録を行った。なお、新型コロナウイルス感染症対策により、現場見学等は中止せざるを得ない状況であったが、オンラインで3回開催し、意見交換等を行った。

■ 働き方改革の取組

令和3年4月1日に、新型コロナウイルス感染症対策として効果的な取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」を理事長メッセージとともに機構内に発信した。これを受け、各部署及び全職員は、ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。また、令和3年4月から導入した在宅勤務制度やWEB会議システムを積極的に活用することで通勤時間や移動時間を削減し、業務の効率化を図った。

■ 性別に関わりなく活躍できる雇用環境の整備

平成28年度に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備に取り組んできた。具体的には、女性活躍推進・支援に関する情報提供、育児休業等制度利用者へのフォローアップ、育児休業制度等の周知等を行ってきた。令和2年4月に策定した次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づく、新しい一般事業主行動計画においては、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、女性が活躍できる雇用環境の更なる整備を図っていくこととしており、令和3年度においては、前述の取組に加え、以下の取組を実施し、更なる環境整備に努めた。

- ・働き方改革意識向上のための研修
- ・在宅勤務制度の導入
- ・執務環境の更なる整備計画のフォローアップ

⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成

■ 中途退職防止に関する取組

若年層職員等が抱える悩みや疑問を共有し、安心して業務に従事できるよう課題解決に向けて組織として協同で取り組む体制を整備した。

令和3年度より、入社4年目までの職員を対象に、直接の上司に当たらない管理職がモチベーションの維持や仕事の行き詰まり感の打破等をテーマに聴取やアドバイス等のフォローを行うチューター制度を創設し、中途退職防止に取り組んだ。令和3年度より、入社4年目までの職員を対象に、直接の上司に当たらない管理職がモチベーションの維持や仕事の行き詰まり感の打破等をテーマに聴取やアドバイス等のフォローを行うチューター制度を創設し、中途退職防止に取り組んだ。

■ 人材育成に係る方針策定の取組

業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修を盛り込んだ令和4年度研修計画を策定した。

なお、研修計画の策定に当たっては、引き続き、効率化・有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、若年層の育成を強化するための研修の充実を図った。また、実施方式については、新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方改革の面からも、対面で実施することの効果が大きいものを除き、WEBを活用したオンライン研修を積極的に実施することとした。

■ 研修等を通じた職員の人材育成

職員の能力向上や等級に応じた知識等の修得のため、OJT、任用、研修等を通じて職員の育成を図る一環として令和4年度研修計画を策定した。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施を見送った研修も多くあったが、令和3年度は、当初よりWEBを活用したオンライン研修やWEBと集合型を併用するなど実施方法を工夫し、人材育成に必要な研修を概ね計画どおりに実施した。

また、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進に係る研修も積極的に行った。

1. 内部研修

令和3年度研修計画に基づき、職員の等級に応じた一般研修に加え、職種ごとの専門研修、若手職員等を対象としたフォローアップ研修、職種の垣根を越えた分野を対象とする特別研修（管理業務特別研修、ダム防災操作研修、財務業務特別研修等）を実施した。



写真-1 内部研修の状況

2. 外部研修

ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関（国土交通省、農林水産省等）が実施する専門研修を受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。

⑥ 給与水準の適正化

1. 給与抑制の措置

以下に掲げる給与抑制の措置を講じた（表-1）。

表-1 給与抑制の措置

措 置 項 目	措 置 内 容
役職員本給	・役員及び職員の本給5%カット（諸手当、業績手当を含む。）
地域手当異動保障	・役員及び職員の地域手当の異動保障凍結

2. 対国家公務員指数

給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国家公務員指数は103.6（対前年比0.2ポイント減）、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8（対前年比0.1ポイント減）となった。

3. 給与水準の妥当性に関する検証

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、給与水準の妥当性について検証を行った（表-2）。

表-2 給与水準の妥当性に関する検証結果

【自己検証結果】

職員の給与水準については、機構が公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、国家公務員及び公共事業を実施している他の独立行政法人のうち、常勤職員数や事業規模で比較的同等と認められる法人を参考として設定している。

また、全国転勤を含めた人事異動及び主な業務場所が山間僻地等であること、更に災害による被害の防止等を図るため、危機管理上24時間即応体制を執っていることなど機構業務の特殊性を考慮すれば、給与水準は妥当であると考えている。

【主務大臣の検証結果】

当法人の業務目的は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることである。

その業務内容に鑑みれば、給与水準の設定の考え方は、国家公務員行政職（一）の平均給与月額及び比較的同等と認められる規模の独立行政法人を踏まえて定められており、適当である。

また、給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。

4. 検証結果及び取組状況の公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、令和2年度の給与水準に関する検証結果及び取組状況について、令和3年6月にウェブサイトで公表した。

■ 監事による監査

給与水準の妥当性に関する検証について、令和4年6月に監事による監査を受け、「理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は妥当であると認められる。」との意見を得た。

（中期目標等における目標の達成状況）

本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和3年度末定員1,393名）を作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、令和4年度の採用計画を策定し、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。

採用に係る広報活動の強化として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がるリクルート活動を積極的に実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として効果のあった取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」を機構内に発信し、全部署及び全職員はワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づき策定した、一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、性別に関わりなく活躍できる環境整備に取り組んだ。

業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、令和4年度研修計画を策定した。研修計画の策定にあたり、効率化、有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、若年層の育成を強化するための研修の充実を図った。また、実施方式につ

いては、新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方改革の面からもWEBを活用したオンライン研修を積極的に実施した。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。

給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国家公務員指数は103.6（対前年比0.2ポイント減）、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.8（対前年比0.1ポイント減）となった。

給与水準の妥当性について検証を行った。

令和2年度の給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

(年度計画)

当該事業年度では、中期目標期間を超える契約を行うことを予定している。

(令和3年度における取組)

○ 第4期中期目標期間を超える契約

■ 業務の継続的かつ効率的な執行のための第4期中期目標期間を超える契約

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、令和3年度は、第4期中期目標期間を超える契約を799件行った(表-1)。

表-1 第4期中期目標期間を超える主な契約の一覧

事務所名	件 名
本社	朝霞水路2号沈砂池外耐震補強工事 外65件
総合技術センター	取水放流工水理模型実験 外40件
利根導水総合事業所	大規模地震対策新河岸川横断1号サイホン呑口水槽外耐 外40件
思川開発建設所	付替林道左岸中流2工区他工事 外59件
沼田総合管理所	矢木沢・奈良保管理用道路等維持工事 外23件
利根川下流総合管理所	西浦左岸外維持浚渫工事 外16件
荒川ダム総合管理所	滝沢ダム管理用制御処理設備工事 外19件
千葉用水総合管理所	千葉用水運転監視業務 外24件
下久保ダム管理所	下久保ダム堆砂除去工事 外12件
草木ダム管理所	草木ダム管理用制御処理設備工事 外17件
群馬用水管理所	群馬用水ポンプ設備点検整備業務 外4件
霞ヶ浦用水管理所	霞ヶ浦用水機場ポンプ設備整備工事 外12件
中部支社	中部管内弥富揚水機場外ポンプ設備点検業務 外19件
豊川用水総合事業部	寒狭川頭首工ゲート設備整備工事 外36件
愛知用水総合管理所	三好池上流部緊急放流水路設置工事 外33件
木曽川用水総合管理所	木曽川用水総合管理所施設遠方操作監視等業務 外19件
岩屋ダム管理所	岩屋ダム水質観測設備工事 外9件
阿木川ダム管理所	阿木川ダム深層曝気設備整備工事 外6件
徳山ダム管理所	低水管理等現場技術業務 外18件
長良川河口堰管理所	調節ゲート2号外操作制御設備整備工事 外13件
味噌川ダム管理所	味噌川ダム管理用制御処理設備工事 外7件
三重用水管理所	三重用水水管理制御処理設備工事 外16件
関西・吉野川支社淀川本部	県道尾羽梨工区他整備工事 外23件
川上ダム建設所	川上ダム堤体建屋等新築工事 外32件
琵琶湖開発総合管理所	湖南地区湖岸堤等維持管理工事 外19件
木津川ダム総合管理所	布目ダム管理用水力発電設備整備工事 外30件
一庫ダム管理所	一庫ダム管理用水力発電設備分解整備工事 外11件
日吉ダム管理所	日吉ダム管理所施設監視連絡業務 外10件
吉野川本部	吉野川本部管内放流設備外点検整備業務 外7件
池田総合管理所	早明浦ダム再生事業建設発生土受入地擁壁外工事 外40件

旧吉野川河口堰管理所	今切川河口堰調節下段ゲート整備工事 外9件
香川用水管理所	香川用水施設維持修繕工事 外13件
筑後川局	筑後川局管内水質保全設備点検業務 外9件
筑後川上流総合管理所	小石原川ダム水浦地区災害復旧工事 外24件
筑後川下流総合管理所	筑後川下流用水施設運転監視・巡視点検業務 外30件
35 事務所	799 件

（中期目標等における目標の達成状況）

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び35事務所等で第4期中期目標期間を超える契約を799件行った。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(4) 積立金の使途

(年度計画)

積立金の使途については、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。

なお、積立金の執行に当たっては、外部有識者による事前チェックにより透明性・客観性の確保を図る。

(令和3年度における取組)

○ 積立金の活用

本中期目標期間における水資源機構法第31条に係る積立金の処分(約227億円)については、平成30年6月29日付けで国土交通大臣の承認を受け、国及び利水者負担の軽減に資する取組に充当して活用した。

使途の透明性、客観性を確保するため、令和3年3月に国土交通省独立行政法人評価実施要領(平成27年4月1日国土交通省決定)に示されている機構担当の外部有識者に事前にチェックを受けたうえで、以下のとおり、約3,019百万円(税込)を活用した。

なお、令和3年度末の積立金残高は約753億円である。

1. 退職給付引当金負担軽減積立金

退職給付引当金の一部に充当(約76百万円)。

2. 管理業務事務費負担軽減積立金

管理業務で負担している本社・支社・局の経費の一部及び管理所等の人件費の一部に充当(約616百万円)。

3. 管理経費等負担軽減積立金

近年の降雨の不安定化による利水安全度の低下等による管理施設の被害、水資源開発施設の老朽化等の喫緊の課題への対応に活用(2,183百万円)(表-1)。

4. 事業整理等積立金

愛知用水の幹線水路農業専用区間負担金への一部充当、愛知用水及び豊川用水における事業用地の権利関係の適正化等の経費に活用(約144百万円)。

表-1 管理経費等負担軽減積立金の主な活用内容と活用額

(単位: 百万円)

項目	主な活用内容	活用額
気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応	水資源開発施設の治水機能及び利水安全度の向上に関する検討、突発的な事象等への対応等の気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応に積立金を活用する。 ・水資源開発施設における治水機能と利水安全度の向上に関する検討 ・管理施設ごとの水環境改善方策の検討 ・突発的な事象等への対応等	約245

大規模災害発生への対応	水資源開発施設の耐震対策の検討、災害発生時の施設機能の早期確保及び被害軽減の取組等の大規模災害発生への対応に積立金を活用する。 ・水資源開発施設の耐震対策の検討 ・災害発生時の施設機能の早期確保と被害軽減の取組 ・危機管理のための施設保全等 等	約278
水資源開発施設の老朽化等への対応	水路等施設のストックマネジメントの精度向上、情報機器等の更新等の水資源開発施設の老朽化等への対応に積立金を活用する。 ・水路等施設のストックマネジメントの精度向上 ・水資源開発施設の長寿命化・更新のための技術の確立 ・ダム及び堰の機能維持・向上に関する検討 ・情報機器等の更新等 等	約1,217
治水・利水に関する技術力の維持・向上	研修等を通じた技術力の維持・向上、I C T等を活用した管理の高度化の検討等の治水・利水に関する技術力の維持・向上に積立金を活用する。 ・実験設備の更新等 ・研修等を通じた技術力の維持・向上 ・総合水資源管理の普及・促進と情報収集・発信 ・水管理・施設管理の高度化のための検討 ・経営基盤強化のための調査・検討等 等	約444
管理経費等負担軽減積立金 計		約2,183

(注) 各欄の合計と合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(中期目標等における目標の達成状況)

独立行政法人水資源機構法第31条に基づく積立金については、国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当することとして、適正な執行を図った。なお、令和3年度末の積立金残高は約753億円である。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。

(5) 利水者負担金に関する事項

(年度計画)

- ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するため、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には基本的に応じる。
- ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

(令和3年度における取組)

① 当該年度支払の活用

■ ダム等建設事業

ダム等建設事業の利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する情報提供を積極的に行った。その結果、木曽川水系連絡導水路事業の利水者が当該年度支払の継続を希望したことから支払に係る手続を行い、これによる負担金の納入を受けた。

■ 用水路等建設事業

用水路等建設事業の利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する情報提供を積極的に行った。その結果、利根導水路大規模地震対策事業、成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業、香川用水施設緊急対策事業及び福岡導水施設地震対策事業の利水者が当該年度支払の継続を希望したことから支払に係る手続を行い、これによる負担金の納入を受けた。また、今後において改築事業等が想定される施設の利水者に対して、当該年度支払による負担額等に関する説明及び調整を行い、一部の利水者から当該年度支払活用の意向を確認した。

■ 災害復旧工事

令和3年8月の前線による大雨により被害を受けた室生ダム、早明浦ダム、小石原川ダム、福岡導水施設の災害復旧工事の実施に当たり、災害復旧工事に係る費用負担者に対して負担金等に係る説明を行ったところ、全ての費用負担者が当該年度支払を希望したことから、支払に係る手続を行い、これによる負担金の納入を受けた。

② 割賦負担金の繰上償還

利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約25億円を受入れた。

(中期目標等における目標の達成状況)

当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。

割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約25億円を受入れた。

これらの取組を実施することにより、中期目標等に掲げる目標については、着実に達成できたと考えている。